

都道府県における動物愛護管理推進計画の実施状況について

当該資料は平成 24 年 3 月末の実施状況について 47 都道府県に聴き取りした結果を取りまとめたもの。

推進計画は自治体毎に特色があり実施状況も様々であるため、各項目の回答数にはばらつきがある。

普及啓発資料の作成状況について

年度	19	20	21	22	23	24
自治体数	28	32	27	29	30	34
ポスター(種数)	19	21	16	18	17	21
パンフレット(種数)	4	15	12	5	7	7
リーフレット(種数)	34	37	24	40	32	25
チラシ(種数)	19	31	24	26	25	45
その他(種数)	38	23	33	22	18	25
合計発行部数(単位:千)	1307	2010	1365	1661	1863	2160

- ・平成 19 年度～24 年度にかけて、毎年 27～34 自治体でポスターやパンフレット等の普及啓発資料を作成。
- ・合計発行部数としては毎年 130～200 万部程度の普及啓発資料が作成されているが、今回の集計では政令市、中核市をすべて網羅していないため、全国ではそれ以上の普及啓発資料が作成されていると思われる。
- ・ポスターやパンフレット以外としては、パネル、のぼり、ポケットティッシュ等による普及啓発グッズの作成を行っている自治体も複数あった。

普及啓発行事(動物愛護週間行事以外)の実施状況について

年度	19	20	21	22	23	24
自治体数	36	38	38	38	40	39
行事数	6708	6683	6402	6193	6228	4846

- ・平成 19 年度～24 年度にかけて、毎年 36～40 自治体で動物愛護週間以外に普及啓発行事を実施。
- ・合計行事数としては毎年 4000～6000 件の行事を実施。

のうち動物との触れ合い行事の実施状況について

年度	19	20	21	22	23	24
自治体数	27	28	28	28	28	28
行事数	2785	2812	2832	2711	2825	2387

- ・のうち動物との触れ合い行事を実施しているのは毎年 27～28 自治体あり、毎年 2000 件以上実施されている。

～ 以外の普及啓発活動の実施状況について

- ・ 47 都道府県中 18 自治体で広報媒体（広報誌・新聞・TV・ラジオ・ツイッター等）を活用し普及啓発を実施。
- ・ 16 自治体がHPを活用し普及啓発を実施。
- ・ その他 6 自治体が、民間団体との連携、イベント・講習会の実施、職業体験・施設見学受け入れ、啓発パネル展、ペットスケッチコンクール等を実施。

関係法令等の普及度合いについて

- ・ 平成 19～24 年度にかけて、47 都道府県中 17 自治体で、適正管理や関係法令の普及度合い等について県政モニターアンケートやイベント来場者等へのアンケート調査を実施。
- ・ 犬猫の所有明示の実施率については 5 自治体から報告があり、当該自治体では、平均すると所有者の約 3 割程度で実施されていた。
- ・ 不妊去勢手術の実施率については 5 自治体から報告があり、当該自治体では、平均すると所有者の約 6 割程度で実施されていた。
- ・ 動物愛護管理法や動物愛護管理条例等の認知度については 5 自治体から報告があり、当該自治体では、平均すると約 5 割程度に認知されていた。

犬猫の引取り数の削減目標と達成状況について

- ・ 基準年を平成 18 年度か 19 年度とし、目標年を平成 29 年度としている自治体が多い。
- ・ 各自治体毎の目標値は以下の通り。

削減目標	自治体数
50%減	25
30%減	1
犬：約 58%減 猫：約 75%減	1
犬：約 50%減 猫：約 30%減	1
犬猫（所有者有）：約 25%減 猫（所有者不明）：約 10%減	1
犬：概ね 50%減 猫（所有者有）：概ね 50%減 猫（所有者不明）：概ね 30%減	1
25%減（H24） 50%減（H29）	1

16%減 (H24) 50%減 (H29)	1
30%減 (H24) 50%減 (H29)	1
46%減 (H24) 73%減 (H29)	1
具体的な数値の記載は無し	13

- ・ 目標削減率を 50%としている 27 自治体中、9 自治体において平成 24 年 3 月末時点で目標削減率を達成していた。

犬猫の殺処分の削減目標とその達成率について

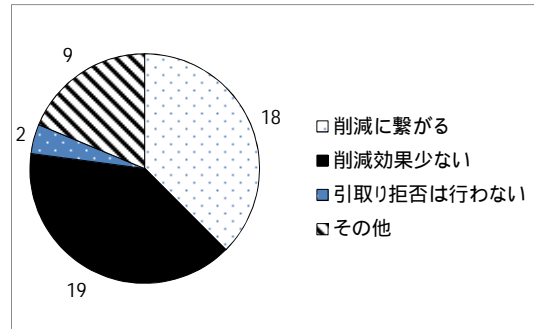
- ・ 基準年を平成 18 年度か 19 年度とし、目標年を平成 29 年度としている自治体が多い。
- ・ 各自治体毎の目標値は以下の通り。

削減目標	自治体数
50%減	18
約 30%減	1
90%減	1
犬：約 30%減 猫：約 40%減	1
犬：約 30%以上減 猫（所有者有）：約 50%以上減	1
犬：40%減 猫：90%減	1
犬猫（所有者有）：50%減 猫（所有者不明）：25%減	1
18%減 (H24) 55%減 (H29)	1
30%減 (H24) 50%減 (H29)	1
具体的な数値の記載は無し	21

- ・ 目標削減率を 50%としている 18 自治体中、9 自治体において平成 24 年 3 月末時点で目標削減率を達成していた。

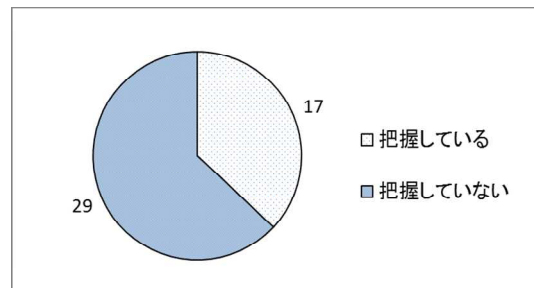
改正法第 35 条本文ただし書きの引取り拒否規定により、改正法施行後には、引取り数のさらなる削減に繋がると考えるかについて（n=47 重複回答あり）

- ・削減に繋がると回答した自治体と削減効果は少ないと回答した自治体がほぼ同数であった。



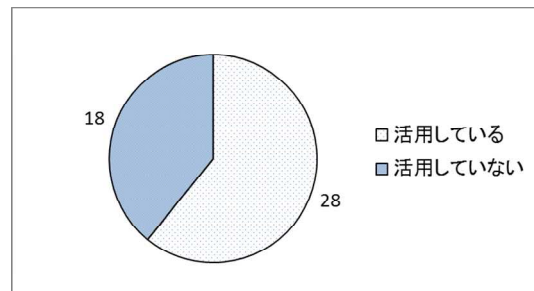
地域猫活動の把握状況について（n=46）

- ・回答があった 46 自治体中、地域猫活動の 実施状況を把握しているのは 17 自治体、把握していないのは 29 自治体であった。



環境省作成の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を活用しているかについて（n=46）

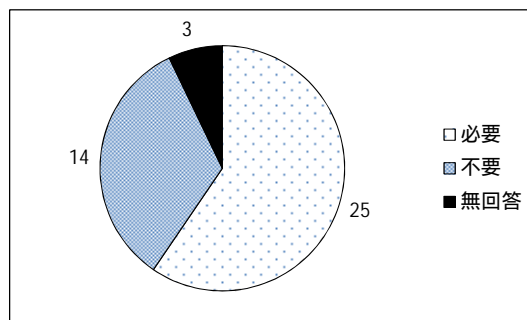
- ・回答があった 46 自治体中、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を活用しているのは 28 自治体、活用していないと回答があったのは 18 自治体であった。



特定動物に関する同定や管理指導等のためのマニュアル等について（n=47）

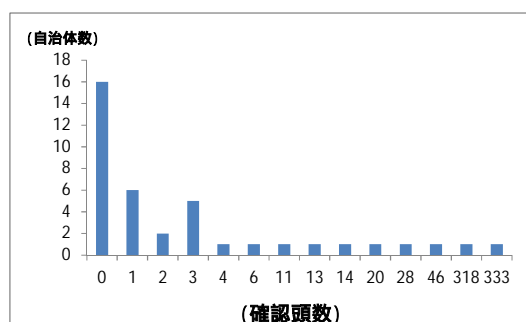
- ・回答があった 47 自治体中、特定動物に関する同定や管理指導等のためのマニュアル等があるのは 5 自治体、マニュアル等がないのは 42 自治体であった。

- ・マニュアル等がない 42 自治体中、マニュアルが必要と回答したのは 25 自治体、不要と回答したのは 14 自治体であった。



平成 23 年度に収容した犬のうち、マイクロチップが装着されていた頭数等について (n=39)

- ・収容した犬のうち、マイクロチップの装着が確認できたのは 26 自治体 818 頭であった。
- ・16 自治体では収容された犬すべてに装着されていなかった。
- ・マイクロチップが装着されていた犬のうち、AIPO に照会して飼い主が判明した頭数は 23 自治体 111 頭であった。
- ・マイクロチップが装着されていた犬のうち、AIPO 以外の団体等に照会して飼い主が判明した頭数は 1 自治体 1 頭であった。
- ・マイクロチップが装着されていたにも関わらず所有者が判明しなかった頭数は 8 自治体 61 頭であった。



所有者明示の推進に必要と思われる取組について

- ・必要と思われる取組については、イベント開催やリーフレット等による普及啓発活動がもっとも多く、次いで狂犬病予防注射済票等の装着の徹底、マイクロチップ装着の法制化等の意見があった。

犬猫等販売業者へのマイクロチップ装着義務づけについて (n=41)

- ・義務づけに賛成又は条件付賛成は、回答のあった 41 自治体中 38 自治体であった。
- ・条件としては、「装着だけでなく登録の義務化も必要」、「狂犬病予防法に基づく登録制度（鑑札）との整理が必要」、「マイクロチップだけでなく首輪や迷

子札等の装着も必要」、「登録データ管理団体の統一が必要」、「マイクロチップを無償にすべき」、「装着に伴う健康面への安全性についての説明が必要」、「まずは販売業者から義務化すべき」といった意見があった。

- ・ 3自治体で、義務づけまでは不要ではないかといった意見があった。

動物愛護管理行政担当者を対象とした研修等や、動物愛護推進員を対象とした研修等の支援の取組について

- ・ 40自治体から行政担当者への研修会や動物愛護推進員への研修会等を開催しているとの報告があった。
- ・ 開催頻度は1～2回/年が多く、自治体によっては3～4回/年実施しているところもあった。

官民連携による動物愛護管理の推進にかかる事業の実施状況について

- ・ 38自治体から官民連携による事業を実施しているとの報告があった。
- ・ 実施事業としては普及啓発イベント、譲渡会が多く、不妊去勢費の助成や地域猫対策事業等もあった。
- ・ 連携先としては獣医師会や愛護団体が多く、民間企業や学校法人、動物取扱業者等との連携もあった。